

工事書類簡素化要領

平成21年3月27日
環境森林部自然環境課
農政水産部農村計画課
県土整備部技術企画課
工 事 検 査 課

(目的)

第1条 この要領は、環境森林部所管工事共通仕様書、農業土木工事共通仕様書及び土木工事共通仕様書等（以下「仕様書等」という。）の設計図書に基づき、受注者に対し提出等を求めている工事書類について、提出基準の見直しなどを行うことにより、発注者の監督及び検査並びに受注者の施工管理等の合理化を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 工事書類は工事目的物の品質や出来形を証明する重要なものであるが、発注者は、受注者がその作成に追われ、本来の工事目的物の品質が確保されないことがないよう努めるものとする。

(実施内容)

第3条 第1条の目的を達成するため、別紙1「工事書類簡素化一覧表」及び別紙2「工事書類の簡素化方針」に定めるところにより、仕様書等の記載内容に簡素化方針を追加又は仕様書等の記載内容を簡素化方針に読み替えて運用することで工事書類の簡素化を図るものとする。

(対象)

第4条 この要領は、環境森林部、農政水産部及び県土整備部（営繕課が所管する工事を除く。）が所管する建設工事を対象とする。

(報告)

第5条 この要領に基づく取扱いにより、工事書類の取扱い、現場での施工管理、検査等について問題が発生した場合には、執行機関の長は、当該建設工事を所管する部が環境森林部にあっては自然環境課長に、農政水産部にあっては農村計画課長に、県土整備部にあっては技術企画課長に速やかに報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行し、施行日以降に締結する建設工事契約に適用する。
- 2 この要領の施行の際、現に継続中の建設工事契約についても特に支障がある場合を除き、原則として適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行し、施行日以降に締結する建設工事契約に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、施行日以降に締結する建設工事契約に適用する。